◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求　http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

給与認定された原告が支払法人に賠償を請求

国税局の指摘受け源泉税納付、異議を述べる義務があったか？

国税局の指摘に対し異議を述べずに源泉所得税を納付した被告法人に対して、給与認定を受けた原告が損害賠償を請求していた事件で東京地裁は平成27年5月25日、原告の請求を斥ける判決を下した（被告法人が勝訴）。本件訴訟のなかで原告は、原告が行った審査請求により給与認定が取り消されたことなどを受け、国税局から給与認定に関する指摘を受けた被告法人は国税局に対し異議を述べるべきであったなどと主張した。これに対し裁判所は、国税局の指摘内容には相応の合理性があったと指摘。裁判所は、国税局からの指摘を受け被告法人が原告に係る源泉所得税の納付に応じる判断をしたことは原告に対する不法行為になるものではないと判断した。

国税局の指摘には合理性があったと指摘、不法行為に当たらないと判示

今回紹介する裁判事案は、原告が代表者を務める内国法人に対して被告法人から支払われていた業務委託手数料の実態は原告に対する給与であるという国税局からの指摘（下囲み参照）に対し、被告法人が異議を述べずに源泉所得税等を納付したことなどを理由に、給与認定された原告が被告法人に対し損害賠償を請求していた事件だ（事案の概要は図参照）。

事実関係をみると、被告法人は、国税局からの指摘を受け、原告が代表者を務める法人に対する業務委託手数料を原告に対する給与としたうえで、その給与に係る源泉所得税等を納付した。また、国税局が業務委託手数料を原告に対する給与と判断したことで、原告に対しても業務委託手数料を給与認定する旨の課税処分（所得税・加算税）が行われた。

業務委託手数料を給与認定した国税局の判断に対し、被告法人は異議を述べることはなかった。その一方で原告は、課税処分を不服として異議申立てをしていたが、この異議申立ては棄却された。ところが、原告の審査請

○　**被告法人が支払った業務委託手数料に関する国税局の指摘事項**

- 原告の勤務実績を被告法人日本支店の副社長としての業務と内国法人としての業務に区分けすることは不可能であること
- 支払った金銭は原告への給与以外の何ものでもないこと
- 原告の給与と内国法人への業務委託手数料を合計した年額が被告法人日本支店の副社長としての標準的な給与相当額であること
- 原告が被告法人日本支店の副社長としてフルタイム勤務していることなど

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ

◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

【図】 事案の概要

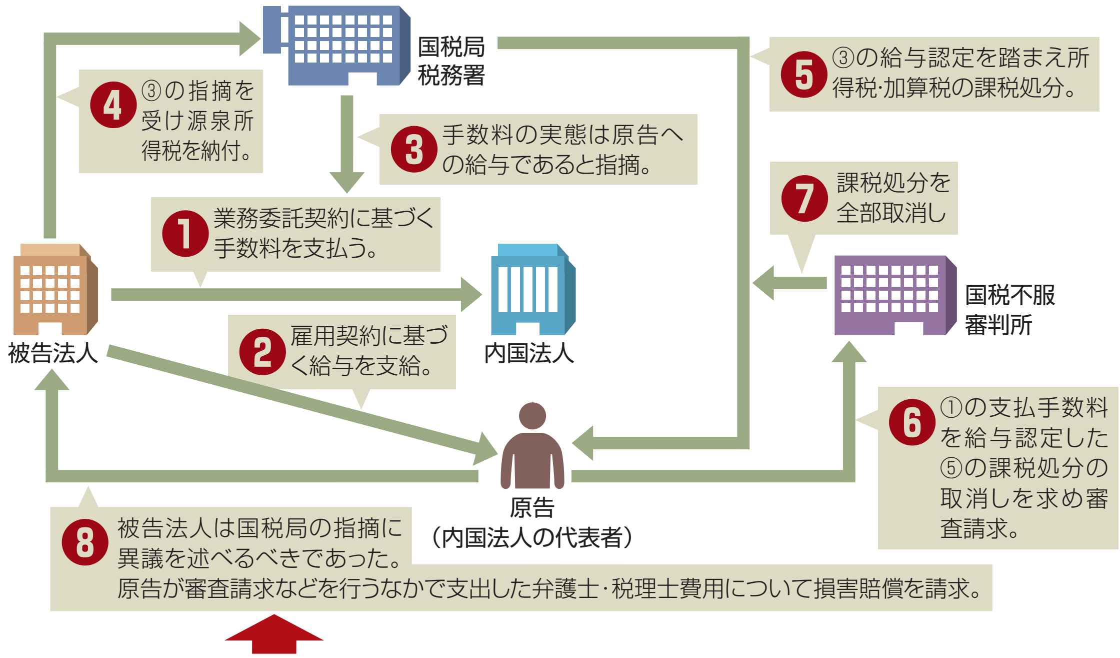
国税局
税務署
④ ③の指摘を受け源泉所得税を納付。
⑤ ③の給与認定を踏まえ所得税・加算税の課税処分。
③ 手数料の実態は原告への給与であると指摘。
⑦ 課税処分を全部取消し
① 業務委託契約に基づく手数料を支払う。
被告法人
内国法人
国税不服審判所
② 雇用契約に基づく給与を支給。
⑥ ①の支払手数料を給与認定した⑤の課税処分の取消しを求め審査請求。
原告
（内国法人の代表者）
⑧ 被告法人は国税局の指摘に異議を述べるべきであった。
原告が審査請求などを行うなかで支出した弁護士・税理士費用について損害賠償を請求。

裁判所

国税局からの指摘内容には相応の合理性があったため、これに対して被告法人が源泉所得税等の納付に応じる判断をしたことは原告に対する不法行為になるものではない。源泉所得税の納付について被告法人が異議を述べその結果を是正するべき信義側上の義務が発生する余地はない。

→原告の被告法人に対する賠償請求を棄却（原告敗訴）

求に対し国税不服審判所は、被告法人が原告が代表者を務める法人に対し支払った業務委託手数料は原告への給与に該当しないと判断したうえで、原告に対する課税処分の全部を取り消した（この裁決に関する記事は、本誌578号15頁で掲載）。

この裁決結果などを踏まえ原告は、被告法人は源泉所得税の納付について異議を述べ、その結果を是正するべき信義側上の義務を負っていたと主張。また、原告は、被告法人が異議を述べていれば、原告が課税処分の取り消しを求めるなかで支出した弁護士費用や税理士費用は発生していなかったなどと主張し、被告法人に対し損害賠償を請求した。

これに対し被告法人は、源泉所得税等の納付について異議を述べるなどの法的義務は負っていないと指摘。また、被告法人は、異議を述べることなく源泉所得税等を納付したのは税務争訟における請求認容率の低さなどを総合的に判断した結果であると主張した。

地裁、被告法人に異議を述べる義務なし

原告・被告法人双方の主張に対し裁判所は、国税局からの指摘内容には相応の合理性があったものというべきであり、これに対して被告法人が源泉所得税等の納付に応じる判断をしたことは原告に対する不法行為になるものではないと判断した。

そのうえで、裁判所は、源泉所得税の納付について被告法人が異議を述べその結果を是正するべき信義側上の義務が発生する余地はないとしたうえで、原告の被告法人に対する賠償請求を斥けた。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ